

大雨による被災者の皆さまに対するガス料金等の特別措置について

2021年8月11日からの大雨により被害にあわれました皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。

このたびの8月11日からの大雨は、広島県下の多くの地域に相当の影響を与えたことから、当該地域に対し8月12日に災害救助法が適用されました。

つきましては、被災された、当社のガスをご利用の皆さまに対して、ガス料金等の特別措置を実施いたします。

1.特別措置対象の皆さま

災害救助法が適用された地域*において被災され、当社窓口へ罹災証明を提示のうえ特別措置の適用をお申し出いただいた、当社のお客さま

※災害救助法適用地域(2021年8月19日現在)

広島県：広島市(全区)、三次市、安芸高田市、山県郡北広島町

2.特別措置の内容

(1) ガス料金について

①被災されたお客さまの2021年7月(支払期限日が、災害救助法が適用された8月12日以降となるものに限ります)、8月および9月分の各ガス料金の支払期限日を、それぞれ1ヵ月間延長いたします。

②2021年8月分から向こう6ヵ月間において、被災されたお客さまがガスを全くご使用できなかった場合は、その料金算定期間のガス料金の基本料金は申し受けません。

(2) ガス配管が損傷を受けている場合の復旧のためのガス工事費について

被災により、ガスの使用ができなくなったお客さまが同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事につきましては、2021年10月31日までにお申し出された場合、そのガス工事費は全額当社負担といたします。